

新見市植林促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、森林の多面的機能維持と継続的な森林資源の循環利用を図ることを目的として、皆伐跡地の植林に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、新見市補助金等交付規則（平成17年新見市規則第63号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、自己又は他人の保有する森林において、事業主自身若しくは直接雇用している現場作業職員により又は他者への請負により、造林、保育及び素材生産等の林業生産活動を行っている民間の事業者とし、森林組合、会社、個人経営等の組織形態は問わないものとする。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業は、皆伐後の市内山林0.1ヘクタール以上に新見市森林整備計画で定められた樹種を植栽する事業とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、植栽本数に百円を乗じて得た額とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助事業の完了後速やかに新見市植林促進事業補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 植栽場所の位置図
- (2) 植栽範囲の周囲測量図
- (3) 苗木の納品書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請は、申請年度の前年度に完了した補助対象事業及び過年度から継続して申請年度に完了した補助対象事業についても行うことができるものとする。

(交付決定及び補助金額の確定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは補助金の額を決定し、新見市植林促進事業補助金交付決定及び額の確定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第7条 申請者は、前条の規定による通知を受けたときは、新見市植林促進事業補助金請求書（様式第3号）を市長に提出するものとし、市長は、これに基づき速やかに補助金を交付するものとする。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、この補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。